

平成31年3月5日

事業者各位

林材業労災防止協会福島県支部
支部長 平子作麿

伐木等の業務に係る特別教育実施について

このことについて、下記のとおり開催いたしますので、未修了者（修了証を所有しない者）を受講させますようご通知申し上げます。

記

1. 特別教育受講対象者

労働安全衛生規則第36条8号及び8号の2により、特別教育を修了した者でなければ就かせることができない業務は次のとおり。

- (1) 胸高直径70cm以上の立木を伐る業務
- (2) 胸高直径20cm以上の偏心木を伐る業務
- (3) 胸高直径20cm以上のかかり木を処理する業務
- (4) チェーンソーを使用して立木を伐倒、玉切をする業務
またはチェーンソーを使用してかかり木を処理する業務

上記いずれかの業務に就労される場合が対象となります。

2. 開催日時・開催場所

月 日	時 間	開催地	会 場
4月18日(木) ～ 19日(金)	8:30～ 17:15	須賀川市	須賀川市田中宇関林174-16 福島空港公園緑のスポーツエリア 21世紀建設館 会議室 TEL 0248-89-1766

※申込み、当日の欠席の連絡は 024-523-3307 林材業労災防止協会福島県支部へ。
講習会場への問い合わせ、連絡等のご遠慮ください。

3. 受講日数、補講について

2日間（16時間）

但し、2019年8月1日施行の労働安全衛生規則の一部改正により、2020年8月迄に補講(2.5時間)を受講していただかないとこの修了証は無効になります。（補講は今年8月開始予定。）

法改正についての詳細は受講時にご説明いたします。

2020年8月からは改正後のカリキュラムで実施いたします。

4. 教科及び時間

第1日目

科目	範囲	時間
伐木作業に関する知識	伐倒の方法、伐倒の合図、退避の方法、かかり木の種類及びその処理	8:30～11:30
チェーンソーに関する知識	チェーンソーの種類、構造及び取扱い方法	11:30～12:00
	チェーンソーの点検及び整備の方法 ソーチェーンの目立ての方法	12:45～14:15
振動障害及びその予防に関する知識	振動障害の原因及び症状、予防措置	14:15～16:15
関係法令	法令及び安衛則中の関係条項	16:15～17:15

第2日目

科目	範囲	時間
伐木の方法	大径木及び偏心木の伐木方法、かかり木の処理方法	8:30～12:00 12:45～13:15
チェーンソーの操作	基本操作、応用操作	13:15～15:15
チェーンソーの点検及び整備	チェーンソーの点検及び整備の方法 ソーチェーンの目立ての方法	15:15～17:15

5. 受講料等

林災防福島県支部会員 12,500円（消費税、テキスト代含む）
一般 14,500円（消費税、テキスト代含む）

6. 募集人員

36名 定員になり次第締め切ります。

7. 申込方法

(1) 申込先 〒960-8043 福島市中町5番18号（須賀川へは送付しないこと）
林材業労災防止協会福島県支部行き
TEL 024-523-3307 FAX 024-521-1308

(2) 申込方法 **電話で予約の上**、別紙申込書に写真(縦3cm、横2.5cm)を添えて当支部あて送付し、受講料を下記口座に振り込んで下さい。
受講票を当日受付に提示してください。

受講料振込口座

東邦銀行 本店営業部（普通）14449

リンザイギョウロウサイボウシキョウカイフクシマケンシブ
林材業労災防止協会福島県支部

(3) キャンセルの場合は手数料を差し引いて返金いたします。

8. 修了証交付 この研修を修了した者に対し修了証を交付します。
遅刻、早退者には修了証を交付いたしません。
9. 携 行 品 筆記用具、昼食（ゴミはお持ち帰りください。）
実技に適した服装、ヘルメット、長靴又は安全靴、手袋、雨具。
チェーンソーと目立て用ヤスリ、下肢切創防止用防護ズボン、チャ
ップス等の保護具を持込可能な方は持参してください。